

## 恵下埋立地（仮称）整備事業に係る環境影響評価実施計画書への意見とその取り扱いについて

平成 21 年 3 月 18 日

平成 20 年度 第 3 回環境影響評価審査会

### 事業計画について

意見の概要	答申案
<p>1 事業予定地は大雨の多発地帯であり、豪雨で土石流災害が発生している地域であることから、防災面について、十分検討してほしい。（吉國副会長）</p>	<p>2 事業計画</p> <p>(1) 事業予定地は、降水量が多く、花崗岩を基盤とする谷あいに予定されていることから、造成や関連施設の構築に対しては防災対策に特に配慮する必要がある。このため、事業予定地及び周辺の集水域も対象に広範囲に調査を行い、十分な防災対策を検討すること。</p> <p>(2) 豪雨時の集水、排水対策を十分検討するとともに、準備書には雨水、浸出水等系統毎に分かりやすく記載すること。</p>
<p>2 埋立地上部が 8 h a あまりの平地となるが、防災面からはいかに表面で水を排除して、地中に入れないようにするかが重要である。ここではすべて地中に浸透させるということなので、それなりの対策をする必要がある。（吉國副会長）</p>	
<p>3 事業予定地の南側斜面について防災面の対策が検討されていないが、この部分は花崗岩質で崩れやすいため、斜面が緩らかであっても安心できない。より高いところから、広範囲に防災対策について検討を行う必要がある。（吉國副会長）</p>	
<p>4 事業予定地周辺の集水域はどの程度であり、どの程度の雨水が事業地に入ってくると想定しているのか。また、それに対して十分な対応をとっているのか。（安藤委員）</p>	
<p>5 防災調整地への水路はどのようになっているのか。また埋立地に降った雨はどのように流れるのか。（宮田委員）</p>	
<p>6 改変予定地には放棄水田もあることから、通常の土地より湛水力があり、水量が保持されていると考えられるが、それがなくなった状況での雨水の流出についてどのように考えているのか。（矢野委員）</p>	

<p>7 水質のモニターシステムを遮水シートの漏れチェックに使うことは可能なので、遮水シートの維持管理方法に計画することが必要ではないか。(安藤委員)</p>	<p>(水質モニタリングシステムを用いて、異常を検知した場合には、地下水の放流先を防災調整池から浸出水調整池に切り替えるシステムを用いることとしていることから、今回の答申には入れません。)</p>
<p>8 埋立地辺縁部に設けられる雨水側溝については、転落した動物の脱出施設を設けるなど構造上の配慮をしてもらいたい。(水田委員)</p>	<p>(3) 埋立地辺縁部に設けられる雨水側溝については、転落した動物の脱出に配慮した構造とするなど、周辺に生息する生物への影響をできる限り低減する適切な措置を検討すること。</p>
<p>9 将来の埋立跡地の土地利用についてはどのような予定になっているのか。また、跡地利用をするのと同時期に埋立が行われるようなことがあるのか。(中川委員)</p>	<p>(4) 埋立期間中に市民のための跡地利用を計画する場合には、環境保全上の措置について検討すること。</p>

環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法

意見の概要	答申案
<p>1 共通事項  (1) 事業実施前にあらかじめ必要な調査をしておけば、問題が生じたときには対処しやすくなり、費用面でも有利である。被害が生じてから対策を考えるというのではなく、必要な調査をあらかじめ行い、十分に説明ができるように調査しておくことがよい。(安藤委員)  (2) 事業による影響を把握するためにも、事前の状況をチェックしたデータを持つておくことが大切である。(天野会長)</p>	<p>3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法  (1) 共通事項  ア 事業の実施により変化することが想定される環境要素については、将来の環境の状況と比較できるように、あらかじめ十分な調査を行い、必要なデータを収集しておくこと。</p>

意見の概要	答申案
<p>2 大気質、騒音及び振動について</p> <p>(1) 工事用車両の走行に伴う騒音振動の調査及び予測地点については、住民側にとって影響が良く分かる場所や一番問題になる地点を選定する必要がある。(中川委員)</p>	<p>(2) 大気質、騒音及び振動について</p> <p>ア 工事用資材等の搬出入及び埋立ごみ運搬車両の走行に伴う大気質、騒音、振動の予測、評価にあたっては、現況を十分に把握した上で、生活環境保全上最も支障が生じるおそれのある地点を選定して予測評価し、必要に応じ適切な環境保全措置を検討すること。</p>
<p>(2) 工事に際しては、1日あたり60台が往復で通るとなると、沼田町側の道路沿道の民家にはかなり支障があるのではないか。(矢野委員)</p>	<p>イ 環境影響を受ける範囲であると認められる地域として記載された地域以外においても、工事用車両等の走行に伴う影響について配慮し、地域の住民に十分説明するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。</p>
<p>(3) この事業は、湯来町側で行われる事業ですが、沼田町側においても説明が行われているのか。(矢野委員)</p>	

意見の概要	答申案
<p>3 水質、地下水及び土壌汚染について</p> <p>(1) 土壌環境については、事業所域内の1ヶ所1回だけ調査をすることになっているが、それで土壌汚染の可能性を排除できているのか。事業計画地で地質由来の土壌汚染を起こす物質は、十分無いと言い切れるのか。(安藤委員)</p>	<p>(3) 水質、地下水汚染及び土壌汚染について</p> <p>土壌については、本事業は地盤を改変する面積も広く、また発生する掘削土砂を覆土として利用する計画であることから、土壌中の重金属類等について必要な調査を行い、現状を十分に把握すること。</p> <p>そして、河川や地下水の汚染、土壌汚染が発生しないよう、あらかじめ十分対処の方法を検討すること。</p>
<p>(2) 水質汚染については、設計段階から十分に調査し、汚染が起こった場合には速やかに対応できるように方法を考える必要がある。(安藤委員)</p>	

意見の概要	答申案
<p>4 動物、植物について</p> <p>(1) 事業予定地及びその周辺には、貴重な動物、植物が生息生育し、昔から生物に関する重要な研究の場であることから、動物、植物の生息生育状況調査を行う際には、周辺地域も含めて、非常に精密にかつ非常に小さい生物まで調査する必要がある。(水田委員、関委員)</p>	<p>(4) 動物、植物について</p> <p>事業予定地及びその周辺には、貴重な動物、植物が生息生育し、生物に関する重要な研究の場であることから、動物、植物の生息生育状況調査を行う際には、既存の研究資料等も参考に、事業計画地の周辺地域も含めて十分な調査を行うこと。そして、開発により生息生育環境が失われる貴重な動物、植物については、必要な環境保全措置を検討すること。</p>
<p>(2) 開発により生息生育環境が失われる貴重な生き物については、できる限りの手を尽くして守ってもらいたい。(関委員)</p>	

その他

意見の概要	答申案
<p>1 事業予定地周辺は国有林であるが、この事業について林野庁広島森林管理署とどの程度打ち合わせをしているのか。(関委員)</p>	<p>(既に協議を開始していることから、今回の答申には入れません。)</p>
<p>2 実施計画書には、恵下山のコウヤマキ林や東郷山のスギ林との記載があるが、当該地は国有林であることから、国有林としての正式名称を印刷物には使用するのがよいのではないか。(関委員)</p>	<p>1 全体的事項</p> <p>(2) 準備書には、市民にわかりやすい用語、表現及び正式名称を用い、専門用語を用いる場合は、用語の解説を添付すること。</p>